

火災予防広報文例集

瑞穂消防署

瑞穂区消防団連合会

火災予防運動のはじまり	1
火災予防広報文例	
1 一般火災予防	3
2 火災警報発令	6
3 火災警報解除	8
4 乾燥注意報発表	9
5 文化財防火デー	10
6 春の火災予防運動	11
7 秋の火災予防運動	13
8 危険物安全管理月間	15
9 防災週間	17
10 年末特別消防警戒	18
11 防火の日	19
巡回広報文例	20

火災予防運動のはじまり

1871年10月8日アメリカのシカゴ市で大火があり、これを契機にアメリカでは国民に対しての防火思想を普及することが重要であるということから、毎年10月8日を中心に一週間の防火週間を設けることになった。

日本では、この防火週間の例にならって、全国一斉「防火デー」を設けて国民に防火思想を普及させようとする声もあったが、盛り上がりに乏しく実施に移されなかった。

しかし、昭和2年3月7日、京都府の北丹地方に発生した地震で大火がおこり、これを契機にしてにわかに機運が高まり、まず、昭和5年3月7日に大日本消防協会（今日の日本消防協会の前身）と府県の消防協会の共催により近畿地方で京都、大阪など2府3県、昭和5年12月1日には関東地方で東京など1都6県、昭和9年12月1日には東海地方で愛知など5県、翌年12月1日には九州地方の7県で実施された。

終戦後、G H Qの指示もあって、昭和21年にアメリカと同じ時期に火災予防運動を実施することになったが、翌年には飯田市の大火をはじめ大きな火災が続発し、国民全体に火災に対する警戒心を強めるため、5月下旬に3日間、全国一斉の予防運動が展開されこれがその後一斉に行う出発点となつた。

平成元年から、秋の火災予防運動期間は「119番の日（11月9日）」に関連づけ、相乗効果を上げるため11月9日から15日までの一週間行っている。

平成2年から、春の火災予防運動期間は、3月1日から7日まで一週間行っている。

※ 文化財防火デー

昭和24年1月26日早朝、奈良の法隆寺金堂が火災となり世界的名画として知られていた釈迦、阿弥陀、薬師、弥勒の各浄土を描いた四つの大壁画などを焼失した。

その後、この火災が契機となって、文化財保護事業を強力に推進することを目的として、昭和25年「文化財保護法」が制定公布された。

そして、昭和30年に法隆寺金堂が焼失した1月26日を「文化財防火デー」と定め、国家消防本部（現在、自治省消防庁）は、文化財保護委員会（現在、文化庁）と協力して、全国的文化財防火運動を提唱し現在に至っている。

※ 防火の日（毎月19日）

愛知県消防協会が、毎月19日を「防火の日」とすることを提唱し、昭和48年11月に開かれた愛知県大会において決議された。

昭和49年1月19日より、愛知県下で施行されている。

※ 防災週間について

台風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、毎年9月1日を「防災の日」又この日を含む一週間を「防災週間」とされた。 昭和57年5月施行

※ 「防災とボランティアの日」及び「防災ボランティア週間」について

阪神淡路大震災が平成7年1月17日に発生したことを教訓に大災害時ににおけるボランティア活動及び自主的な防災活動について認識を深め、災害への備えの充実強化を諮ることを目的とし、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」とし、1月15日から1月21日までを「防災ボランティア週間」とされた。 平成7年12月15日施行

※ 文化財防火デー

昭和24年1月26日早朝、奈良の法隆寺金堂が火災となり世界的名画として知られていた釈迦、阿弥陀、薬師、弥勒の各浄土を描いた四つの大壁画などを焼失した。

その後、この火災が契機となって、文化財保護事業を強力に推進することを目的として、昭和25年「文化財保護法」が制定公布された。

そして、昭和30年に法隆寺金堂が焼失した1月26日を「文化財防火デー」と定め、国家消防本部（現在、自治省消防庁）は、文化財保護委員会（現在、文化庁）と協力して、全国的文化財防火運動を提唱し現在に至っている。

※ 防火の日（毎月19日）

愛知県消防協会が、毎月19日を「防火の日」とすることを提唱し、昭和48年11月に開かれた愛知県大会において決議された。

昭和49年1月19日より、愛知県下で施行されている。

※ 防災週間について

台風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、毎年9月1日を「防災の日」又この日を含む一週間を「防災週間」とされた。 昭和57年5月施行

※ 「防災とボランティアの日」及び「防災ボランティア週間」について

阪神淡路大震災が平成7年1月17日に発生したことを教訓に大災害時ににおけるボランティア活動及び自主的な防災活動について認識を深め、災害への備えの充実強化を諮ることを目的とし、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」とし、1月15日から1月21日までを「防災ボランティア週間」とされた。 平成7年12月15日施行

火災予防広報文例

1 一般火災予防

(1) こちらは〇〇消防団です。

最近、お風呂の空だきによる火災が増えていきます。

お風呂を沸かすときは、必ず水が入っていることを確かめましょう。

また、沸かしはじめたら途中で、一度水を確かめると安全です。

火災のほとんどは、ちょっとした不注意から発生しています。火の元点検の習慣を身につけましょう。

(2) こちらは〇〇消防団です。

たばこの投げ捨てはやめましょう。たばこは必ず灰皿のある所で吸いましょう。

また、寝たばこは危険ですのでやめましょう。

(3) こちらは○○消防団です。

このところ、子供の火遊びによる火災が目立っています。

マッチやライターなどは、子供の目のつかない所へ保管しましょう。

お子さんが火に興味を持ち始めたら、火の怖さと正しい使い方を教えましょう。

(4) こちらは○○消防団です。

このところ、ストーブによる火災が増えています。

ストーブはカーテンやふすまなど、燃えやすい物から離して使いましょう。

また、石油ストーブに油を入れるときは、必ず火を消しましょう。

(5) こちらは○○消防団です。

最近、天ぷら油による火災が目立っています。

揚げ物料理中は、その場を離れないようにしましょう。

もし離れるときは、必ず火を消してからにしましょう。

(6) こちらは〇〇消防団です。

火災のほとんどは、ちょっとした不注意から発生しています。

お出かけ前、おやすみ前には、ガスの元栓は締めてあるか、電気器具のコンセントは抜いてあるかなど、もう一度火の元を確かめましょう。

(7) こちらは〇〇消防団です。

万一の火災に備え、消火器や水バケツを準備しておきましょう。

また、イザというときに落ち着いて使えるよう、ご家庭でも消火訓練をしておきましょう。

(8) こちらは〇〇消防団です。

火災によって、毎年多くの方が亡くなったり、けがをしています。火災から尊い命を守るため、お年寄りやお子さんは、避難しやすい安全な所にやすませましょう。

また、体の不自由な方や小さなお子さんだけを残して、外出しないようにしましょう。

2 火災警報発令

(1) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、名古屋市全域に火災警報が発令されました。

空気が非常に乾燥し、火災の発生しやすい状態です。

火の取り扱いには十分ご注意ください。

また、火災警報発令中は、屋外でのたき火は禁止されていますので、たき火をされている方は直ちに中止し、後始末を確実に行ってください。

(2) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、名古屋市内に火災警報が発令されています。

空気が非常に乾燥していますので、ちょっとした不注意が元で、火災になってしまいます。

お出かけ前、おやすみ前には、必ず火の元を確かめましょう。

(3) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、名古屋市内に火災警報が発令されています。

空気が非常に乾燥し、火災の発生しやすい気象状況になっています。万一に備え、消火器や水バケツを準備しておきましょう。

また、いざというとき落ち着いて使えるよう、ご家庭でも消火訓練をしておきましょう。

(4) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、名古屋市内に火災警報が発令されています。

空気が非常に乾燥し、枯れ草などが燃えやすくなっています。たばこの投げ捨て、子供の火遊びなどにご注意ください。

また、火災警報の発令中は、たき火が禁止されていますのでご協力をお願いします。

3 火災警報解除

(1) こちらは〇〇消防団です。

名古屋市全域に発令されていました火災警報は解除されました。

火災警報は解除されましたが、火の取り扱いには引き続きご注意ください。

4 乾燥注意報発表

(1) こちらは○○消防団です。

ただ今、乾燥注意報が発表されています。空気が乾燥し、
火災の発生しやすい気象状況になっています。

どちらさまも、火の取り扱いには十分ご注意ください。

(2) こちらは○○消防団です。

ただ今、乾燥注意報が発表されています。空気が乾燥して
いますので、ちょっとした不注意が元で火災になってしまい
ます。

お出かけ前、おやすみ前には、必ず火の元を確かめましょ
う。

5 文化財防火デー

(1) こちらは〇〇消防団です。

今日、1月26日は「文化財防火デー」です。

文化財付近でのたき火やたばこは、火災予防条例により禁
止されています。

大切な文化財を火災から守るため、皆さんのご協力をお願
いします。

(2) こちらは〇〇消防団です。

今日、1月26日は「文化財防火デー」です。

大切な文化財を火災から守るため、文化財付近でのたき火
やたばこは禁止されています。

みんなで協力して、文化財を火災から守りましょう。

6 春の火災予防運動

(1) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われています。

春先は空気が最も乾燥する季節です。現在も火災が発生しやすい気象状況となっていますので、火の元には十分ご注意ください。

(2) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われています。

春先は火災の一番多いシーズンです。万一に備え、消火器や水バケツを準備しておきましょう。

また、お出かけ前、おやすみ前には、もう一度火の元を確かめましょう。

(3) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われています。

このところ、たばこの投げ捨てによる枯れ草火災が増えています。たばこの投げ捨てはやめましょう。

また空き地の枯れ草などは刈り取るようにしましょう。

(4) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われています。

空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっています。

たき火をするときは、消火器や水バケツなど消火の準備をしておきましょう。

また、たき火の後始末は確実に行いましょう。

(5) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われています。

最近、目立ってたばこによる火災が増えてます。

たばこは、灰皿のある所で吸いましょう。

また、たばこの投げ捨てはやめましょう。

7 秋の火災予防運動

(1) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「秋の火災予防運動」が行われています。

火災から尊い命を守るために、お年寄りやお子さんには、安全に避難できる所にやすませましょう。

また、体の不自由な方や小さなお子さんだけを残して、外出しないようにしましょう。

(2) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「秋の火災予防運動」が行われています。

火災の原因で、最も多いのは放火です。

放火させない環境をつくるため、家の回りには燃えやすい物を置かないようにしましょう。

(3) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「秋の火災予防運動」が行われています。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。

万一に備え消火器や水バケツなどを準備しておきましょう。

また、いざというときに落ちついて使えるよう、ご家庭でも消火訓練をしておきましょう。

(4) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「秋の火災予防運動」が行われています。

皆様のご家庭や職場の火の元は、いかがでしょうか。ストーブやコンロなどの周囲は、いつも整理整頓に心がけましょう。

また、ストーブはカーテンなどの燃えやすい物から離して使いましょう。

(5) こちらは○○消防団です。

ただ今、全国一斉に「秋の火災予防運動」が行われています。

空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっています。

火の元には十分ご注意ください。

お出かけ前、おやすみ前には、もう一度火の元を確かめる習慣をつけましょう。

8 危険物安全管理月間

(1) こちらは○○消防団です。

ただ今、名古屋市では6月を危険物安全管理月間として、危険物の火災や事故を防ぐ運動を行っています。ガソリンや灯油は燃えやすく、ちょっとした不注意で火災や事故が発生しています。

ガソリンなど危険物の取り扱いや保管には、十分ご注意ください。

(2) こちらは○○消防団です。

ガソリンや灯油は燃えやすい危険物です。

ご家庭では、必要以上の危険物を保管しないようにしましょう。

また、保管するときは、近くに火の気や燃えやすい物がない所にしましょう。

(3) こちらは〇〇消防団です。

ただ今、名古屋市では危険物安全管理月間としてガソリンや灯油など、危険物の火災や事故を防ぐ運動を行っています。ご家庭でもベンジンやヘアースプレー、マニキュアなど身近に危険物があります。

ちょっとした不注意で、火災や事故につながります。
お使いになるときは、十分ご注意ください。

(4) こちらは〇〇消防団です。

ガソリンや灯油は燃えやすい危険物です。
取り扱いや保管には特に注意が必要です。
ただ今、名古屋市では危険物安全管理月間として、危険物の火災や事故を防ぐ運動を行っています。
ガソリンなど危険物の取り扱いや保管には、十分ご注意ください。

9 防災週間

- (1) こちらは○○消防団です。
みなさん地震の備えはだいじょうぶですか。
家具の転倒防止はされていますか。非常持ち出し用品は準備されていますか。
突然やってくる地震にそなえましょう。
- (2) こちらは○○消防団です。
9月1日は防災の日です。
○○で行われている防災訓練にみんなで参加しましょう。
- (3) こちらは○○消防団です。
みなさん我が家の防災対策はだいじょうぶですか。
災害は忘れたころにやってきます。
もう一度我が家の防災対策を見直しましょう。

10 年末特別消防警戒

- (1) こちらは○○消防団です。
- 年末であわただしいこのごろですが、火の元は大丈夫ですか。
- ただ今、消防団では年末の特別警戒を行っています。
- 地域ぐるみで「放火されない環境」をつくりましょう。
- (2) こちらは○○消防団です。
- 年末になって火災が相次いで発生しています。
- 火災のない明るいお正月を迎えていただくため、ただ今、消防団では年末の特別警戒を行っています。
- 火の元には十分ご注意ください。
- (3) こちらは○○消防団です。
- 何かとあわただしい年の瀬ですが、つい忙しさで火の元がおろそかになりがちです。
- お出かけ前には、戸締りとともに火の元点検を行いましょう。
- また、おやすみ前には、もう一度火の元を確かめましょう。

11 防火の日

(1) こちらは○○消防団です。

毎月 19 日は、「防火の日」です。

火災から尊い命や、大切な財産を守るために「火の元」には十分注意しましょう。

お出かけ前、おやすみ前には、もう一度「火の元」を点検し安全を確かめましょう。

巡回広報文例

こちらは〇〇消防団です。

◎ 今年も、火災が多く発生しています。火の元には十分ご注意ください。

◎ 家のまわりなど、整理整頓し放火されない環境づくりに心掛けましょう。また、空家・物置・玄関・車庫には鍵を必ず掛けましょう。

◎ テンプラなど揚げ物をしているときは、その場を離れないようにしましょう。

◎ タバコの投げ捨てや、寝タバコは絶対にやめましょう。

（印）甲山義平